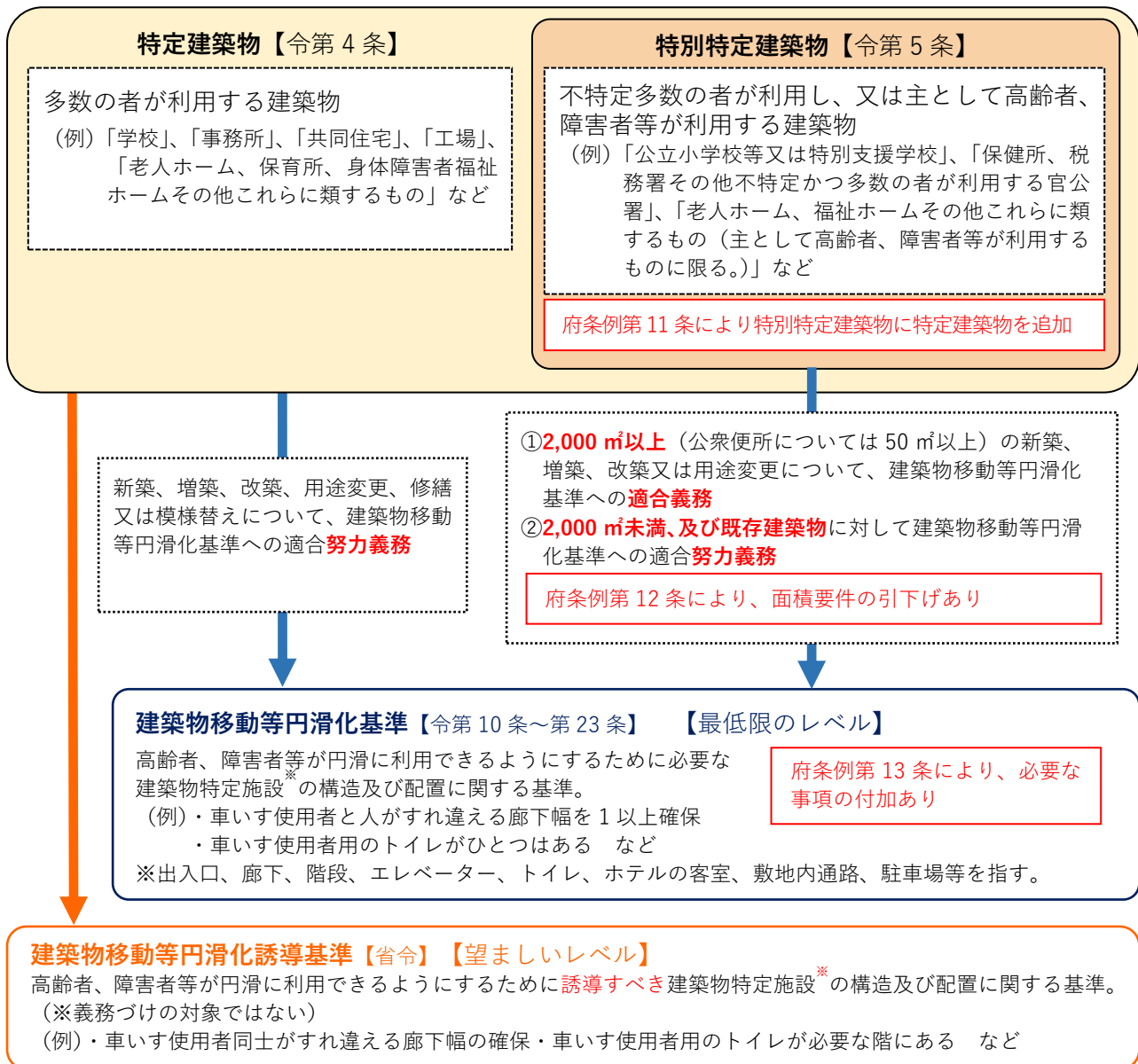


建築物におけるバリアフリー法について

【1】趣旨・目的

「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」は、高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、建築物の構造及び設備を改善するための措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。

【2】バリアフリー法の概要



【3】認定特定建築物の特例（法第17条関係）

特定建築物で建築物移動等円滑化誘導基準などに適合した建築物は認定を取得することができます。認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができます。詳しい内容については、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築安全課 建築調整係

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2116